

**社会生活基本調査規則の一部を改正する省令案に関する意見募集に対して  
提出された意見及び総務省の考え方**

N.o.	意見提出者	案に対する意見及びその理由	総務省の考え方	提出意見を踏まえた 案の修正の有無
1	個人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空き家総数の半分を占める貸家について今回も視点が行っていないと思います。</li>   <li>・貸家の空き家率が高いもかわらず相続対策と称するような新築優遇政策に手を入れて欲しいと思います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会生活基本調査は、国民の生活時間の配分及び自由時間における主な活動について調査し、仕事や家庭生活、地域活動等に費やされる時間など国民の社会生活の実態を明らかにするための基礎資料を得ることを目的としています。</li> <li>・本調査では、住居が持ち家か借家かなどによる生活行動の違いを明らかにするため、従来から「住居の種類」を調査事項としており、当該調査事項については、平成 28 年調査においても調査いたします。</li> <li>・今回の意見募集の対象についての御意見でないため、参考として承ります。</li> </ul>	無

2	個人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・単に「使用状況」とか「ふだんの健康状態」というだけでは、どの程度の内容を答えるものなののかわからないので、意見の出しようがない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「スマートフォン・パソコンなどの使用状況」については、近年のスマートフォン等の急速な普及が生活時間に与える影響を把握するため、使用時間数などを御回答いただくこととしております。</li> <li>・「ふだんの健康状態」については、健康状態が生活時間の配分や、生活行動に及ぼす影響を把握するため、「良い」、「まあ良い」などの状態を御回答いただくこととしております。</li> </ul>	無
3	個人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「通勤時間」及び「子の住居の所在地」についての廃止を行わない事を求める。理由は、「通勤時間」の把握により国民の労働環境についてよりよく知る事が出来、また「子の住居の所在地」の把握により国民の可処分所得についての参考材料のうち把握できるものが増えるからである（また、家族構成についても重要な要素である）。よって、これらは廃止を行わないでおくべきであると考える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会生活基本調査は、国民の生活時間の配分及び自由時間における主な活動について調査し、仕事や家庭生活、地域活動等に費やされる時間など国民の社会生活の実態を明らかにするための基礎資料を得ることを目的としています。</li> <li>・「通勤時間」については、ふだんの片道の通勤時間を把握する調査事項ですが、通勤時間に関しては、他の調査事項（「生活行動の種類別時間及び天候」）においても特定の2日間の通勤時間を探していたところです。両者の結果を前回平成23年調査の結果で比較すると、おおむね一致したものとなっており、本調査事項を引き続き把握する必要性が相対的に低下したこと及び報告者負担の軽減を図る観点から廃止することとしております。</li> <li>・「子の住居の所在地」については、前回平成23年調査の結果において、子の住居の所在地による生</li> </ul>	無

		<p>活時間への配分に大きな違いは見られないほか、前々回平成18年調査の結果と比較しても傾向として大きな変化は見られず、当該調査事項を引き続き把握する必要性が相対的に低下したこと及び報告者負担の軽減を図る観点から廃止することとしております。</p> <p>・調査事項に関しては、近年の社会経済情勢の変化に伴う政策ニーズを踏まえた対応や報告者負担の軽減等を総合的に勘案した上で、追加・廃止・変更を行っておりますので、御理解のほどよろしくお願ひいたします。</p>	
--	--	--	--

○提出意見数：3件